

令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への誘客及び宿泊利用を促進するため、市内において宿泊事業を営む者等が実施する広告宣伝活動に対し、予算の範囲内で令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に宿泊施設を有する法人または個人事業主（以下「宿泊事業者」という。）
- (2) 前号に規定する宿泊事業者により構成された団体（以下「団体」という。）

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、本市への誘客及び宿泊利用を促進するために実施する広告宣伝活動のうち、次に掲げるものとする。

- (1) インターネット広告（SNS広告、動画広告等）
- (2) 活字媒体広告（新聞、雑誌、観光情報誌等）
- (3) 電波媒体広告（テレビ及びラジオコマーシャルの製作及び放映）
- (4) チラシ、パンフレット等の印刷物制作及び配布
- (5) 観光プロモーション動画の制作
- (6) インフルエンサー等の招聘による情報発信
- (7) その他市長が認める広告宣伝活動

(助成対象経費、助成率等)

第4条 助成対象経費、助成率等は別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金事業(変更)計画書(第2号様式)
- (2) 見積書等(契約金額、実施期間等が確認できる書類)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、不適当と認めるときは令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成事業の内容等の変更)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の内容等を変更しようとする場合は、令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金変更承認申請書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金事業(変更)計画書(第2号様式)
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金変更承認通知書(第6号様式)により、承認しないときは令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金変更不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、事業が完了したときには、令和8年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金実績報告書(第8号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支出にかかる根拠資料(契約書、明細書、領収書等)
- (2) 実施事業内容が確認できる資料(掲載記事の写し等)

2 領収書等で対象経費の支出が確認できない場合は、助成対象経費として認めない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、書類の審査等により、

その報告に係る事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、令和８年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金交付確定通知書（第９号様式。以下「交付確定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成事業者は、交付確定通知書を受領したときは、速やかに令和８年度霧島市観光宣伝広告活動事業助成金請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成事業者が申請した助成事業と実施事業の内容が著しく異なるとき。
- (2) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が助成金を交付することが不適当であると認める事情が確認されたとき。

（助成金の返還）

第12条 既に助成金の交付を受けた者が、前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消されたときは、その取消しに係る部分に関する額を市長が定める納付期日までに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年10月９日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

項目	内容	
助成対象者	宿泊事業者	団体
助成対象経費	第３条に規定する助成対象事業に要した費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた経費	
助成対象要件	この告示の施行日から令和９年２月28日までに事業を実施し、完了させること。また、令和９年２月28日までに、当該助成対象経費の支払いを完了していること。	

※交付決定日から令和９年２月２８日までに事業を実施し完了してください。

助成対象外経費	人件費、旅費、通信費、備品購入費、通常の営業活動経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費	
助成率	助成対象経費の1／2以内（千円未満切り捨て）	
助成上限額	5万円	
助成回数	1事業者につき1回まで ただし、市内に複数の宿泊施設を 経営する個人事業主又は同一の代 表者が複数の法人を経営する場合 （役員等の兼務を含む。）は、す べての施設又は法人を合わせて1 事業者として取り扱うものとし る。	1団体につき1回まで